

福利

FUKURI KOCHI

高知

Vol.142
令和8年4月24日発行

●contents

ようこそ!新しく公立学校共済組合の組合員となられたみなさまへ	2
令和8年4月1日より、子ども・子育て支援掛金が徴収されます	3
組合員・被扶養者の届出について	4
こんなとき、こんな給付があります～共済組合の短期給付～	5
年金制度等について(一般組合員のみ)	6
「ねんきん定期便」の送付について/「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」を利用して年金加入記録や年金見込額を知ることができます	7
令和8年度人間ドック事業のご案内	8
令和8年度に実施する保健事業一覧	9
お住まいの市区町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です/乳幼児及び子どもの医療費助成制度の適用となる被扶養者について/交通事故などにあつた場合はご連絡ください!	10 11
貸付事業のご案内	12
知っておきたい標準報酬制/公立学校共済組合令和8年度の掛金率等について	13
いきいき健康だより	14
【特集】メンタルヘルス事業のご案内	15 16 17 18
ベネフィット・ステーションをはじめよう	19
Hello! Doctor	20 21
令和8年度教職員互助会の給付事業について/ご請求はお済みですか?	22 23
高知県教職員互助会加入のご案内/互助会の会員資格等の取り扱いについて	24 25
令和8年度に36歳なられる方へ/退職互助部の給付(令和8年度)	26 27
高知支部で保有する個人情報の取扱いについて	28
ペンリレー/ここにサブりを43	29
高知会館便り～春号～/歓送迎会や宴会・会議・講演会など	30 31
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	32



編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

公立学校共済高知支部

検索

(一財)高知県教職員互助会

検索

ようこそ!

新しく公立学校共済組合の
組合員となられたみなさまへ

公立学校共済組合のごあんない



「公立学校共済組合」をご存知ですか？
公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く関わっていますので、
どんな組織でどんな事業を行っているのか、簡単にご紹介します。

公立学校共済組合は地方公務員共済組合の一つです

公立学校の教職員等として採用された皆様は、地方公務員の社会保険制度である地方公務員共済組合の一つである『公立学校共済組合』の組合員となります。

【共済組合の種類】

国家公務員⇒国家公務員共済組合

地方公務員
⇒地方公務員共済組合

私立学校の教職員
⇒日本私立学校振興・共済事業団

地方公務員共済組合は、職域などにより
次のように分かれます。

- ・公立学校共済組合（公立学校の教職員等）
- ・地方職員共済組合（県庁職員）
- ・警察共済組合（警察職員）
- ・市町村職員共済組合（市町村職員）
など

公立学校の教職員等とは？

- ・公立学校の教職員
- ・都道府県教育委員会の職員
- ・都道府県教育委員会が所管する
教育機関（県立の図書館等）
の職員 など

どこにあるの？

名称：公立学校共済組合高知支部

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県教育委員会事務局教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、組合員の皆様が負担する「掛金(保険料)」と、地方公共団体等の事業主が負担する「負担金」により次の3つの事業を行っています。

短期給付事業(医療保険)

民間会社の健康保険に相当する事業
です。病気・ケガ・出産・死亡・休業又
は災害に関する給付を行っています。

長期給付事業(年金給付等)

厚生年金、年金払い退職給付などを
決定、給付する事業を行っています。

福祉事業

保健事業(人間ドックなど)、貸付事業、
病院・宿泊施設の運営などを行って
います。

組合員の種別と適用される事業について

組合員は任用形態や勤務条件等により主に「一般組合員」と「短期組合員」の組合員種別に分けられ、それぞれ適用される事業が異なります。

一般組合員

主にフルタイムで勤務している常勤職員（臨時的任用職員は除く。）の方が該当します。共済組合が実施する全ての事業（短期給付事業・長期給付事業・福祉事業）が適用されます。

短期組合員

臨時的任用職員や会計年度任用職員等の短時間勤務の方等が該当します。共済組合が実施する事業のうち、短期給付事業及び福祉事業が適用（長期給付事業は適用されません。）され、長期給付は第1号厚生年金（日本年金機構）に加入します。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



令和8年4月1日より、子ども・子育て支援掛金が徴収されます

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和8年4月1日より、新たな掛金が徴収されることとなります。

●子ども・子育て支援法の一部改正について

「こども未来戦略」に基づく施策として、子育てに関する経済的支援の強化や、全ての子ども・子育て世帯を対象とした支援の拡充が計画されています。また、共働き・共育てを推進するための措置のほかに、児童手当などに関連する支援金制度が改正されます。これにより、掛金の納付に関する新たな措置が講じられることとなりました。

当該掛金については、毎月の給料及び期末勤勉手当より徴収されます。

《子ども・子育て支援掛金の注意点》

- ① 後期高齢医療保険制度の被保険者を除くすべての組合員が徴収対象
- ② 産前産後休業、育児休業取得者は免除対象
- ③ 標準報酬月額及び標準期末手当等の額を基礎として計算
- ④ 年齢、国外居住による免除等はありません

●子ども・子育て支援掛金額（参考）

標準報酬等級	標準報酬月額		報酬月額の範囲				掛金額	
	標準報酬月額	円	250,000	円以上	270,000	円未満	掛金額	円
第20級	260,000	円	250,000	円以上	270,000	円未満	299	円
第21級	280,000	円	270,000	円以上	290,000	円未満	322	円
第22級	300,000	円	290,000	円以上	310,000	円未満	345	円
第23級	320,000	円	310,000	円以上	330,000	円未満	368	円
第24級	340,000	円	330,000	円以上	350,000	円未満	391	円
第25級	360,000	円	350,000	円以上	370,000	円未満	414	円
第26級	380,000	円	370,000	円以上	395,000	円未満	437	円
第27級	410,000	円	395,000	円以上	425,000	円未満	471	円
第28級	440,000	円	425,000	円以上	455,000	円未満	506	円

※等級については一部抜粋しております。

掛金額は、標準報酬月額×支援率（1.15/1000）で算出しております。

●任意継続組合員からも掛金が徴収されます

退職後に組合員が任意で加入する任意継続組合員制度（医療保険制度）においても子ども・子育て支援掛金の徴収対象となります。退職後は地方公共団体等の事業主負担がなくなるため、2倍に相当する掛金を本人が負担することとなります。

【給付についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。
手続きは、必ず所属所を通して行ってください。

○組合員について

事由	提出書類
資格取得	・資格取得届関係の書類を提出してください。
氏名変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1 ・有効期限に到達していない資格確認書（交付されている方のみ）
住所変更	・記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1

○被扶養者について

事由	提出書類
認定	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類 ※2
取消 （就職・収入超過等）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・取消事由及び取消日が確認できる書類の写し ・資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号）（収入超過による取消の場合）※1
種別切替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方（※）を引続き被扶養者として認定する場合）	・被扶養者認定（種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・その他添付書類※2 ※【対象者の例】 ●組合員が再任用職員等となり扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者 ●22歳の年度末を迎えた被扶養者 など
住所変更	・記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号）※1

※1 公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2資格関係から印刷することができます。

※2 「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご覧ください。所属所の事務担当者へご確認ください。



被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけてください!!

- 被扶養者認定は扶養の事実の生じた日から**30日以内**に届出してください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は**返還**していただく場合があります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は**速やかに取消の手続き**を行ってください。

【組合員・被扶養者の届出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

こんなとき、こんな給付があります。

共済組合の短期給付

(請求期間は給付事由が生じた日から2年間です。)

◎法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき	【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち原則1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	自動給付
入院時食事療養費・入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき	【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を控除した額	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき	【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100	
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族訪問看護療養費附加金) 自己負担額のうち原則1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分による限度額を超えるとき	【法定給付】 自己負担額から所得区分による自己負担限度額を控除した額(自己負担限度額は、年齢及び所得区分により設定されています。)	
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき	【法定給付】 年間合計額が一定の限度額を超えた額(毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)	請求による給付
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用器具購入や輸血などを受けたとき	【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち原則1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
移家送費 家族移送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガや、病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき	【法定給付】 組合員：実費(法定基準) 被扶養者：実費(法定基準)	
出産費 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は500,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円) 【附加給付】 50,000円	
埋葬料 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円	
弔慰金 家族弔慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき	【法定給付】 組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居又は家財に1/3以上被害を受けたとき	【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分～3月分	
傷病手当金	組合員が公務外の傷病で勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3(1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3(法定給付期間終了後6ヶ月) ※平均標準報酬日額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22(10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
休業手当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
育児休業手当金	組合員が育児休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 181日目以降：標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間：育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで(一定の要件を満たす場合は延長あり)	
育児休業金 支援手当金	組合員とその配偶者の両方が一定期間内に14日以上育児休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×13/100 ※給付日額上限あり 支給期間：支給開始日から最大28日間	
育児時短金 勤務手当金	組合員が2歳未満の子を養育するために育児短時間勤務をしているとき	【法定給付】 1支給対象月につき 育児短時間勤務によって減少した報酬額の最大10% ※支給限度額及び最低限度額あり	
介護休業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間：介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
出産手当金	組合員が出産のため勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬日額×2/3 支給期間：出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬日額：上記「傷病手当金」と同じ ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	

【給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

年金制度等について（一般組合員のみ）

この春、新たに公立学校共済組合の一般組合員（*）となられた方もいらっしゃると思いますので、皆さんが加入している年金制度等について改めてお知らせします。

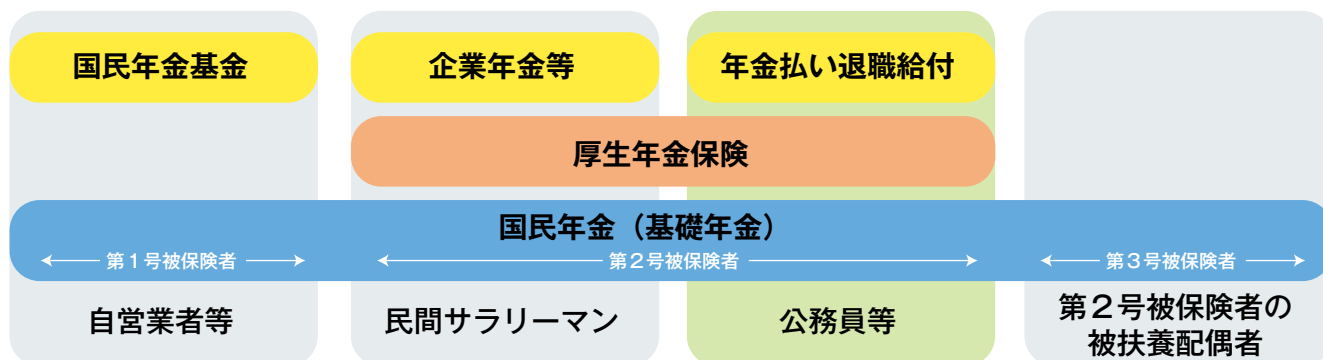
* 正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付職員（フルタイム勤務かつ2か月を超える雇用が見込まれる者）、会計年度任用職員（フルタイム勤務かつ雇用期間が12か月を超えた者）である組合員

〔注意〕 短期組合員（一般組合員以外の組合員）の年金制度の管理機関は日本年金機構です。短期組合員の年金についてのお問い合わせは、日本年金機構に行ってください。



公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金（1階部分）と厚生年金保険（2階部分）によって構成されています。また、公的年金制度を補完するものとして、企業年金等の制度（3階部分）があります。



国民年金

国民年金は、全国民に共通の制度です。被用者年金制度加入者は国民年金制度にも加入することとなり、国民年金制度から基礎年金が支給されます。

国民年金の被保険者の種類

第1号被保険者	自営業者など
第2号被保険者	被用者（民間会社員や公務員など）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

厚生年金保険

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

厚生年金保険の被保険者の種別

一般厚生年金被保険者	民間会社員など
国共済厚生年金被保険者	国家公務員（国家公務員共済組合の一般組合員）
地共済厚生年金被保険者	地方公務員（地方公務員共済組合の一般組合員）
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員（私立学校教職員共済の加入者）

年金制度の詳細等は、公立学校共済組合本部ホームページでご覧いただけます。

■ トップページ ➡ 共済制度について ➡ 年金制度について ➡ 年金のしくみ ➡ 公的年金制度の概要



「ねんきん定期便」の送付について

「ねんきん定期便」は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を送付するものです。

◆送付時期◆

毎年1回、誕生月に公立学校共済組合本部から一般組合員の方へ送付しています。

なお、2以上の種別の厚生年金被保険者期間をお持ちの方は、年金加入記録の情報の整備に時間を要するため、情報が整備された以降の月に送付する場合があります。

◆表示内容◆

誕生月の年齢	節目年齢の方（封書）		節目年齢以外の方（はがき）	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	年金見込額 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続加入したものと仮定して算出しています。	これまでの加入実績に応じた年金額 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。	老齢年金の種類と年金見込額 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定し、60歳を超えて加入している場合は加入実績に基づいて算出しています。(注)	これまでの加入実績に応じた年金額 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの標準報酬月額などの月別状況等		最近の標準報酬月額などの月別状況等	

(注) 受給資格期間が120月に達していない場合や既に老齢厚生（退職共済）年金が決定している場合などは、年金見込額は表示されません。

「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」を利用して年金加入記録や年金見込額を知ることができます

「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」から年金記録の電子交付を申し込むことで、年金記録情報（年金加入記録、年金見込額(注)、保険料納付額、標準報酬月額等の記録、給付算定基礎額残高）の帳票を閲覧することができます。

(注) 年金見込額は、**公務員共済期間**に係る公的年金の見込み額を表示しています。

※ **年金記録の電子交付申込みから交付まで、2～3日(土・日・祝日は含みません。)程度かかります。**

●ご利用にあたり、以下のものが必要となります。

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォンまたはパソコンおよびICカードリーダー
- ・基礎年金番号
- ・メールアドレス



ねんきん定期便、マイナ手続きポータルの利用申込み方法についての詳細は、公立学校共済組合本部ホームページをご覧ください。

■ **トップページ**⇒**共済制度について**⇒**年金制度について**

⇒**年金を受け取る前に(組合員・組合員であった方向け)⇒年金加入記録等に関する情報の通知**

【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

令和8年度人間ドック事業のご案内

令和8年度の人間ドック等検診事業を下記のとおり実施します。

詳細につきましては、所属所への通知文書と事業案内冊子及び公立学校共済組合高知支部のホームページでご確認ください。

■人間ドック等検診事業■

組合員を対象として、下記の検診機関で人間ドック等検診事業を実施します。
申し込みの結果（決定・不決定）は、所属所あてに5月下旬頃お知らせします。



◎ドックコース・検診機関名・実施定員・自己負担額◎

検診機関名	検診区分	実施定員(人)	（※）自己負担額（円）	
			自己負担【A】 （互助会補助金対象者）	自己負担【B】 （互助会補助金対象外）
四国中央病院	1日	100	7,000	17,400
JA高知健診センター	1日	1,370	7,000	17,400
	婦人	80	3,000	7,200
高知県総合保健協会（中央）	1日	530	7,000	17,400
高知県総合保健協会（幡多）	1日	260	7,000	17,400
いずみの病院	1日	170	7,000	17,400
高知西病院	1日	190	7,000	17,400
土佐市民病院	1日	170	7,000	17,400
中村クリニック	1日	110	7,000	17,400
高知検診クリニック	1日	1,640	7,000	17,400
	婦人	350	3,000	7,200

（※）自己負担額について

公立学校共済組合高知支部の人間ドック事業には、一般財団法人高知県教職員互助会・高知市職員厚生会・一般財団法人高知県市町村職員互助会から補助金をいただいています。補助金の有無は互助会ごとに雇用形態等によって異なり、補助金対象者は自己負担【A】、補助金の対象とならない方は自己負担【B】が適用されます。

詳しくは、募集案内の冊子「令和8年度保健事業のご案内（人間ドック等検診事業）」や「令和8年度人間ドック申込書」の裏面でご確認ください。（高知支部ホームページへも掲載しています。）

【人間ドックについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



令和8年度に実施する保健事業一覧

各事業の詳細は、所属所へ配付している冊子「令和8年度保健事業のご案内」(人間ドック等検診事業)及び(人間ドック以外)、又は支部ホームページ掲載の「福祉事務の手引」をご覧ください。

事業名	事業の内容
人間ドック等検診事業	組合員及び任意継続組合員の健康保持増進及び疾病予防のため人間ドック等検診事業を実施します。
被扶養配偶者婦人検診	30歳以上の偶数年齢の被扶養配偶者(女性)を対象に、婦人検診を実施します。該当する方に対して、3月中に申込案内を送付します。
特定健康診査	40歳から74歳までの被扶養者及び任意継続組合員を対象に受診券を発行します。(受診券は7月中に自宅住所宛てに発送予定です。) 組合員については定期健康診断や人間ドックの結果を共済組合が受領することで特定健康診査に代えます。ただし、事業主が実施する定期健康診断と共済組合が実施する人間ドックのいずれも受診対象とならない方は、特定健康診査の対象となります。(申請により受診券を交付)
特定保健指導	特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判定された組合員、任意継続組合員及び被扶養者を対象に、保健師など専門家からアドバイスを受けて生活習慣の改善を行うものです。次の方法により実施しています。(対象となった方には10月頃から順次特定保健指導の利用券を送付します。) <ul style="list-style-type: none"> ●(株)ベネフィット・ワン(外部委託)による個別訪問又はICT(オンライン)面談 ●人間ドック当日に引き続いて実施 ●県内の実施機関での実施
利用券補助	組合員が高知宿泊所「高知会館」の食事(宴会及びテイクアウト商品を含む)及び会議室を利用したとき、利用料の一部を補助します。なお、公務上の利用は補助対象外です。利用料1,000円につき500円を補助します。利用1回当たりの補助金額は2,000円を限度とし、年度内の補助金額は3,000円を限度とします。
宿泊施設利用補助	組合員とその被扶養者が高知宿泊所「高知会館」で宿泊したとき、宿泊料の一部を補助します。なお、公務出張の場合は補助対象外です。1人1泊につき2,500円を補助します。組合員と被扶養者の合計利用回数は年度内に12回を限度とします。
福利厚生代行事業 ベネフィット・ステーション	組合員及びその家族(2親等内)を対象に宿泊施設、フィットネスクラブ、映画館など幅広いメニューでの割引が受けられます。(委託先:ベネフィット・ワン)
芸術鑑賞補助	組合員とその被扶養者が指定の公演等を利用するとき、入場料の一部を補助します。補助額は公演等ごとに異なります。
保育用品配付	出産費及び家族出産費に該当する組合員に対して、保育用品を配付します。
講師派遣事業	所属所や組合員からの依頼に基づき、学校等へ直営病院の医師・臨床心理士等を講師として派遣します。
ヘルスアップセミナー	組合員とその配偶者を対象に、心と体の健康づくりに関するセミナーを開催します。申込案内等については、別途所属所へ通知します。 <ul style="list-style-type: none"> ●開催時期:7月～8月(予定)
ライフプランセミナー	組合員を対象に、健康・経済生活・年金等をテーマとした「生涯生活設計」に関するセミナーを開催します。申込案内等については、別途所属所へ通知します。 <ul style="list-style-type: none"> ●開催時期:7月～8月(予定) ●開催方法:動画視聴形式
受診勧奨通知事業 【新規事業】	40歳から74歳までの組合員を対象に、生活習慣病の重症化予防対策として、特定健康診査(人間ドック及び事業主健診を含む)の結果から医療機関への受診が必要と判定された方で、かつ未受診である方に対して受診勧奨通知を送付します。 <ul style="list-style-type: none"> ●送付時期:令和9年1月～3月(予定)

特定健康診査、特定保健指導及び福利厚生代行事業等の実施につきましては委託会社に対して必要な個人情報を提供します。個人情報は「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、適切に取扱います。

【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755